

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社に雇用され、B所在の同社C店において新車配送業務に従事していたところ、同年〇月〇日、車両積載車にて車両運搬業務中、交差点において後続の普通自動車に追突され、負傷した。

請求人は、同日、D病院に受診し「頸椎捻挫」と診断され、以後、複数の医療機関で療養の結果、平成〇年〇月〇日治癒（症状固定）した。

請求人は、治癒後障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第14級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 当審査会は、請求人及び再審査請求代理人（請求人及び再審査請求代理人を併せて、以下「請求人ら」という。）の主張に関して、医師の所見を含めて一件資料を精査したところ、請求人に残存する障害として検討すべきものは、左肩関節の機能障害及び左肩から頸部にかけての神経系統の障害（疼痛）であると認められる。

(2) 左肩関節の機能障害については、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、左肩関節の可動域は他動運動により屈曲170度、外転170度であり、参考可動域の3/4以下に制限されておらず、障害等級に該当しないものと判断する。なお、請求人らは自動運動による可動域により評価すべきであると主張するが、当審査会としては、各種法令及び医学的資料等を精査するものの、請求人の主張を支持する根拠は認められず、当該主張を採用することはできない。

(3) 神経系統の障害については、E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、左肩から頸部にかけての疼痛の原因、程度及び今後の残存の有無については、客観的所見に乏しいとしており、また、F医師は、同年〇月〇日付け障害請求調査書において、当該疼痛は肩インピンジメント症候群が原因であると述べつつも、「疼痛については、『時には強度の疼痛のため、労務にある程度差し支えがある』程度の疼痛が生じる医学的根拠に乏しい。」と述べ、障害等級第12級の12には至らないとしている。当審査会としても、上記両医師の医学的所見を始め、請求人の療養経過、診断結果等の一件資料を精査した

ところ、神経系統の障害については、決定書理由に説示のとおり、障害等級第14級の9「局部に神経症状を残すもの」に該当するものであると判断する。

(4) なお、請求人らは、請求人には既存の右肩の障害があることを理由に両肩の障害を一体として評価すること及び請求人が糖尿病に患していることも評価において加味すべきであること等、縷々主張しているが、当該主張は請求人らの独自の見解であり、これらを採用することはできない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害等級第14級に应ずる障害給付を支給する旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。